

# この施設は 敷地内禁煙です



## 駐車場での喫煙もお控えください

平成 30 年 7 月 25 日に「健康増進法の一部を改正する法律」が公布されました。  
この法律は『望まない受動喫煙をなくすこと』を目的としています。

当施設は「健康増進法の一部を改正する法律」が規定する第一種施設に該当する  
ため、**令和元年 7 月 1 日**から『敷地内禁煙』を実施しております。

利用者の皆様には御理解と御協力をお願いいたします。

岡崎市